

災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年条例第50号)の一部改正について

1 改正する条例

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 50 号。以下「条例」という。)
- (2) 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例(昭和 37 年飯田市条例第 10 号。以下「報酬条例」という。)

2 改正する理由

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、合議制機関の設置等について必要な措置を講じるため、第 198 回国会において、衆議院災害対策特別委員会提案により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案が発議され、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 27 号)」が令和元年 6 月 7 日に公布、令和元年 8 月 1 日に施行されたことを受け、所要の改正を行うもの。
- (2) 改正後の条例において定める合議制機関(審査会)の委員に対し報酬を支払うこととするため、所要の改正を行う。なお、改正後の条例において定める合議制機関(審査会)の性格等に鑑み、報酬の予算措置は行わず、大規模災害等が発生した際の災害対応予算で対応するものとする。

※以下において、改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律を「法」といい、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律を以下「改正法」という。

3 法改正の概要

- (1) 災害援護資金について **【別紙 1】**「災害援護資金貸付制度の全体像と変更点」参照
 - ア 償還金の支払猶予
 - (ア) 法施行令から改正法第 13 条への格上げ
 - (イ) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができることを規定
 - (ウ) 償還金の支払が猶予された場合の利子の計算については、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすことを規定

イ 償還免除

(7) 法施行令から改正法第 14 条への格上げ

- (4) 災害援護資金の免除事由に、これまでも規定されていた①災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、②災害援護資金の貸付けを受けた者が精神又は身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、③災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときを規定

ウ 報告等

(7) 改正法第 16 条として新設

- (4) 償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況を把握できるようにし、その者の資力状況に応じた適切な対応を可能とするため、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることを規定

(2) 市町村における合議制の機関について

ア 改正法第 18 条として新設

イ 趣旨

- (7) これまでの自然災害では、法律に基づき市が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定（震災関連死）が困難な場合等には、医師や弁護士等の有識者による審査会等を設置し、当該審査会における審査を経て、判定してきている。

- (4) この審査会については、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、県との協議により規約を定め、県に審査会の設置及び運営を委託することも差し支えないものとされているが、県に審査会の設置及び運営を委託した場合、支給決定までに時間がかかることも考えられる。

ウ 規定の内容

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審査会等の合議制の機関を置くよう努めるものと規定

4 論点及び方針

(1) 「3 法改正の概要」の「(1)災害援護資金について」に関する対処方針

法令に準拠して適切な事務の推進を図るものであり、条例等について所要の改正を行うこととしたい。

(2) 市町村における合議制の機関について

<論点>

- ア 改正法は合議制機関（審査会）の設置を努力義務としながらも、条例の定めるところにより設置するよう求めている。
- イ また、その組織の詳細及び運営に関しても、地方公共団体の判断によるものとしている点に鑑み、審査会を設けるか否かについての意思決定が必要

<対応方針>

- ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、飯田市弔慰金等支給審査会（以下「市審査会」という。）を設置する。
- イ 市審査会の設置及び概要を条例に規定し、詳細事項に関しては規則へ委任
- ウ 市審査会の概要は次頁のとおりとし、規則に定める。

(ア) 趣旨

改正後の条例第 16 条第 3 項の規定により、市審査会の組織、委員その他の審査会に関し必要な事項を定める。

(イ) 所掌事項

市審査会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- ① 災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関する事項
- ② 災害障害見舞金の支給に係る障がいと災害との因果関係に関する事項
- ③ ①②のほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項

(ウ) 組織

市審査会は、10 人以内の委員で組織する。

(エ) 委員の任命等

委員は、以下の者のうちから必要の都度、市長が任命する。

- ① 医師（内科・外科・精神科・小児科）
- ② 弁護士その他法律に関し学識経験を有する者
- ③ 市職員（危機管理室室長）
- ④ その他市長が必要と認める者（医療ソーシャルワーカー又はソーシャルワーカーを想定）

なお、委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(オ) 会長

市審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(カ) 会議

市審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

市審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

市審査会の議事は過半数で決し可否同数のときは議長が決する。

(キ) 庶務

市審査会の庶務は、危機管理室において処理する。

(ク) 委任

市審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

エ 市審査会の委員の報酬について

(ア) 市審査会の委員に対し報酬を支払うこととするため、条例の一部を改正するための条例の附則において、報酬条例について所要の改正を行う。

(イ) なお、市審査会の性格等に鑑み、報酬の予算措置は行わず、大規模災害等が発生した際の災害対応予算で対応するものとする。

※災害弔慰金及び災害見舞金については【別紙2】「災害弔慰金及び災害見舞金の全体像」参照

5 施行日について

改正法が、令和元年8月1日に施行されたため、公布日と同日とする。

6 その他

県内各市の改正状況について（令和元年10月5日現在）

市	条ずれ対応	審査会について					
		設置	根拠	詳細	委員数	委員想定	報酬
長野市	対応中 (10月議会上程)	設置	条例	条例	5名以内	医師(外科・精神科) 弁護士 MSW	附則で 条例改正 予算化×
松本市	対応済 (9月議会上程)	設置	条例	要綱	定め なし	医師 弁護士 大学 市職員	附則で 条例改正 予算化×
上田市	対応済 (9月議会上程)	未定	未定	未定	未定	未定	未定
飯田市	対応中 (12月議会上程)	設置	条例	規則	10名以内	医師 (内科・外科・精神科・小児科) 弁護士 市職員 MSW等	附則で 条例改正 予算化×

別紙1 災害援護資金貸付制度の全体像と変更点

項目	改正前	改正後
対象世帯 (条例第12条) (法第10条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用 ○世帯主が療養期間1ヶ月以上の負傷又は住居、家財に相当程度の損害が発生した世帯 ○前年所得が、 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯人員1人：220万円 ・世帯人員2人：430万円 ・世帯人員3人：620万円 ・世帯人員4人：730万円 ・世帯人員5人以上：730万円+1人につき30万円未満の世帯 ・住居が滅失している場合は1,270万円 	改正なし
貸付限度額 (条例第13条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯主の負傷があり、かつ、 <ul style="list-style-type: none"> ・家財被害が価額の1/3以上である損害及び住居損害がない場合：150万円 ・家財損害があり、かつ、住居損害がない場合：250万円 ・住居が半壊した場合：270万円 ・住居が全壊した場合：350万円 ○世帯主の負傷がなく、かつ、 <ul style="list-style-type: none"> ・家財損害があり、かつ、住居損害がない場合：150万円 ・住居が半壊した場合：170万円 ・住居が全壊した場合：250万円 ・住居全体が滅失若しくは流失、又は同等と認められる特別の事情がある場合：350万円 	改正なし
償還期間 (条例第13条第2項)	○10年(据置3年・特別な場合据置5年)	改正なし
利率及び 保証人 (条例第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ○据置期間中：無利子 ○据置期間経過後：連帯保証人を付す場合は無利子 連帯保証人を付さない場合は年1.5% 	改正なし
償還方法 (条例第15条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ○年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 ○元利均等 ○繰上償還 	改正なし
償還免除 (条例第15条3項) (改正法第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付けを受けた者が死亡したとき ○貸付けを受けた者が精神又は身体に著しい障害を受けたとき 償還の全部または一部の償還を免除 	<p>法施行令から改正法第14条への格上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付けを受けた者が死亡したとき ○貸付けを受けた者が精神又は身体に著しい障害を受けたとき ○災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定 又は再生手続開始の決定を受けたとき 償還の全部または一部の償還を免除
一時償還 (条例第15条3項) (令第9条)	○偽りや不正があった場合、資金の全部または一部の一時償還を請求	改正なし
連約金 (条例第15条3項) (令第10条)	○延滞元利金額に年5.0%	改正なし
償還金の 支払猶予 (条例第15条3項) (改正法第13条)	○やむを得ない理由により、償還金を支払うことが困難な場合は、償還金の支払いを猶予	<p>法施行令から改正法第13条への格上げ 内容としては改正なし</p>
報告 (条例第15条3項) (改正法第16条)	○規定なし	<p>償還金の支払猶予及び償還免除の判断に際し、貸付けを受けた者又は保証人の収入又は資産の状況について、貸付けを受けた者若しくは保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる</p>

別紙2 災害甲慰金及び災害見舞金の全体像

災害甲慰金	
実施主体	飯田市 (費用負担割合 国：2/4 県：1/4 市：1/4)
対象災害	自然災害であって、次のいずれかに該当する場合 (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 (2) 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害 (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害
受給者	次の範囲の遺族 (1) 配偶者、子、父母、孫、祖父母 (2) 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。
支給額	(1) 死亡者が受給遺族の主たる生計維持者であった場合…500万円 (2) その他の者が死亡した場合…250万円 ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し災害見舞金の支給を受けた場合は、災害甲慰金の額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額を支給する。

災害障害見舞金	
飯田市 (費用負担割合 国：2/4 県：1/4 市：1/4)	自然災害であって、次のいずれかに該当する場合 (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 (2) 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害 (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害
対象災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき(その症状が固定したときを含む)に精神又は身体に次に掲げる程度の障害を有するもの	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体が重復する場合における当該重復する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	(1) その者の属する世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 (2) その他の場合…125万円